

平成27年9月29日

答申第595号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成26年度インターネットサービス基本計画のハイブリッドキャストサービスの編集方針に対する放送番組審議会の答申」について開示の求めがあった。

NHKは、ハイブリッドキャストサービスの編集方針をNHK放送番組審議会に諮問していないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年9月29日（第224回審議委員会）

第609号諮問、審議、答申